

第3章. 上水道編

第6節 資 料

1 水道料金の変遷

【上水道事業】

(1か月あたり 消費税抜き 超過料金は1㎡につき)

旧佐賀市

種別 改定日	家庭用		官公署		工場用		営業用		湯屋用		列車給水用		臨時給水用		娯楽用		慈善用		プール用		定額制家庭用		共用栓	
	基本 水量 ㎡	超過 料金 円	基本 水量 ㎡	超過 料金 円	基本 水量 ㎡	超過 料金 円	基本 水量 ㎡	超過 料金 円	基本 水量 ㎡	超過 料金 円	基本 水量 ㎡	超過 料金 円	基本 水量 ㎡	超過 料金 円	基本 水量 ㎡	超過 料金 円	基本 水量 ㎡	超過 料金 円	基本 水量 ㎡	超過 料金 円	基本 水量 ㎡	超過 料金 円	基本 水量 ㎡	超過 料金 円
		料 金 円		料 金 円		料 金 円		料 金 円		料 金 円		料 金 円		料 金 円		料 金 円		料 金 円		料 金 円		料 金 円		料 金 円
昭和 21. 4. 1	10	2 0.17					10	2.8 0.2	36 5.4	0.11					10	3.5	1 0.09							
22. 4. 1	10	4.5 0.38					10	6.5 0.45	36 9	0.2					10	8	1 0.2							
23. 1. 3	10	30 3					10	43.5 4.35	36 60	1.65					10	55	1 1.3							
24. 4. 1	10	60 7					10	87 9	36 120	4					10	130	12 3							
26. 4. 1	10	90 9.2					10	150 15	40 240	8					10	300	30 5							
27. 4. 1	10	110					10	200	40 300						10	500	1 8							
28. 4. 1	10	180 23	20 360	23 360	20 360	23 360	10 220	25 25	100 1,000	12					10	500	60 1	10 10				5人 まで	180 35	10 160
29. 5. 1	10	230 25	20 460	23 460	20 460	23 460	10 250	25 25	100 1,700	20	100 2,400	25 30	1 30		10	500	50 1	20 20			1,000 12,000	15 40	10 200	25
39. 4. 1	10	285 30	20 570	30 1,000	2,400	30	10 310	30 30	100 1,700	20	100 2,400	30 1	40		10	500	60 1	20 20			1,000 12,000	15 10	250 30	
44. 4. 1	10	385 45	10 420	50 1,000	3,500	50	10 420	50 50	100 2,300	30			1 70				1 20			1,000 18,000	30 45	10 320	45	
50. 8. 1	10	560 75	10 750	115			10 560	95 95	100 4,100	60			1 175				1 35			1 65				
55. 4. 1	10	630 90	10 860	140			10 630	115 115	100 4,600	70			1 210				1 40			1 75				
59. 4. 1	10	800 120				10 900	業 務 用		1 85				1 300				福 祉 用		1 115					
63. 4. 1	10	980 145				10 1,100			1 100				1 370				1 70			1 140				
平成 4. 12. 1	10	1,330 200				10 1,500	310		1 135				1 515				1 95			1 190				

	一 般 用																		湯屋用				臨時給水用				プール用			
	基本 水量 ㎡	料 金 円	超 過 料 金 (円/㎡)										基本 水量 ㎡	料 金 円	基本 水量 ㎡	料 金 円	基本 水量 ㎡	料 金 円	基本 水量 ㎡	料 金 円	基本 水量 ㎡	料 金 円								
12. 6. 1	10	1,300	10㎡を超える部分	30㎡を超える部分	60㎡を超える部分	80㎡を超える部分	100㎡を超える部分							80㎡を超える部分	100㎡を超える部分															
	10	1,300	190	195	240	240	280	310							310	1	135	1	515	1	95	1	190							
15. 4. 1 (新設)	工 場 用																													
	基本 水量 ㎡	料 金 円	超 過 料 金 (円/㎡)																											
	10㎡を超える部分	30㎡を超える部分	60㎡を超える部分	80㎡を超える部分	100㎡を超える部分	300㎡を超える部分																								
	10	1,300	190	195	240	280	310	96																						
工場用料金以外は上段に同じ																														

旧大和町

(1か月あたり 消費税抜き 超過料金は1㎡につき)

種別 改定日	一 般 用						官庁用				学校用(保育園含む)							
	基本水量		料金		超過料金		基本水量		料金		超過料金		基本水量		料金		超過料金	
	基本水量 ㎡	1㎡につき	9㎡を超え 14㎡までの 部分	15㎡を超え 34㎡までの 部分	35㎡を超え 54㎡までの 部分	55㎡を超え 84㎡までの 部分	85㎡を超え の部分	基本水量 ㎡	1㎡につき	1㎡を超え 10㎡までの 部分	11㎡を超え 30㎡までの 部分	31㎡を超え 60㎡までの 部分	61㎡を超え の部分	基本水量 円	円	1㎡につき		
平成 4. 4. 1	10	130						20	130					100	6,710	130		
8. 11. 1	10	140						20	140					100	7,475	140		
12. 5. 1	8		150	150	160	160	170	20		150	160	160	170	100	8,625	170		
16. 5. 1	8		180	190	200	210	220	20		190	200	210	220	100	8,625	220		

新佐賀市

(1か月あたり 消費税抜き 超過料金は1㎡につき)

改定日	種別	基本水量	料 金	超 過 料 金 (円/㎡)	超 過 料 金 (円/㎡)	超 過 料 金 (円/㎡)	超 過 料 金 (円/㎡)
平成 18.4.1	一般用	10	1,300	10㎡を超え 30㎡までの部分	30㎡を超え 60㎡までの部分	60㎡を超え 80㎡までの部分	80㎡を超え 100㎡までの部分
				190	280円	240	280
				85㎡を超え 10㎡を超え 30㎡までの部分	85㎡を超え 155㎡を超え 100㎡未 満 の 部 分	155㎡を超え 220円	310円
	工場用	10	1,300	10㎡を超え 30㎡までの部分	30㎡を超え 60㎡までの部分	60㎡を超え 80㎡までの部分	80㎡を超え 100㎡までの部分
	工場用	10	1,300	190	195	240	280
	湯屋用	1	135				
	福祉用	1	95				
	臨時給水用	1	515				

※プール用料金の廃止(平成18年4月1日)

(1か月あたり 消費税抜き 超過料金は1㎡につき)

改定日	種別	基本水量	料 金	超 過 料 金 (円/㎡)	超 過 料 金 (円/㎡)	超 過 料 金 (円/㎡)	超 過 料 金 (円/㎡)
平成 19.3.1	一般用	10	1,300	10㎡を超え 30㎡までの部分	30㎡を超え 60㎡までの部分	60㎡を超え 80㎡までの部分	80㎡を超え 100㎡までの部分
				190	195	240	280
				85㎡を超え 10㎡を超え 30㎡までの部分	85㎡を超え 155㎡を超え 100㎡未 満 の 部 分	155㎡を超え 220円	300円
	工場用	10	1,300	10㎡を超え 30㎡までの部分	30㎡を超え 60㎡までの部分	60㎡を超え 80㎡までの部分	80㎡を超え 100㎡までの部分
	工場用	10	1,300	190	195	240	280
	湯屋用*	1	135				
	福祉用	1	95				
	臨時給水用	1	515				

※湯屋用とは、公衆浴場法第2条第1項の許可に係る公衆浴場で、物価統制令第4条の規定に基づき佐賀県知事が指定する公衆浴場入浴料金の統制額の適用を受けるものに使用するものをいう。

【旧簡易水道事業】

大和簡易水道事業・飲料水供給施設

(1か月あたり 消費税抜き 超過料金は1m³につき)

種別		一 般 用					官 庁 用					学 校 用 (保育園含む)						
		基本水量	料金	超過料金			基本水量	料金	超過料金			基本水量	料金	超過料金				
改定日	m ³	1m ³ につき	9m ³ を超え 14m ³ までの 部分	15m ³ を超え 34m ³ までの 部分	35m ³ を超え 54m ³ までの 部分	55m ³ を超え 84m ³ までの 部分	85m ³ を超え る部分	m ³	円	1m ³ につき	1m ³ を超え 10m ³ までの 部分	11m ³ を超え 30m ³ までの 部分	31m ³ を超え 60m ³ までの 部分	61m ³ を超え る部分	円	1m ³ につき		
		140						20	1,875	140					100	7,475	140	
				150	150	160	160	170	20	2,000		150	160	160	170	100	8,625	170
					180	190	200	210	20	2,000		190	200	210	220	100	8,625	220
改定日	種別	基本水量	超 過 料 金 (円/m ³)															
平成 18.4.1	一般用	m ³	円	10m ³ を超え 30m ³ までの部分	30m ³ を超え 60m ³ までの部分	60m ³ を超え 80m ³ までの部分	80m ³ を超え 84m ³ までの部分	84m ³ を超え 85m ³ を超える部分										
		10	1,300	190	195	240	280	220										
	工場用	m ³	円	10m ³ を超え 30m ³ までの部分	30m ³ を超え 60m ³ までの部分	60m ³ を超え 80m ³ までの部分	80m ³ を超え 100m ³ までの部分	100m ³ を超え 300m ³ までの部分	300m ³ を超える部分									
		10	1,300	190	195	240	280	310	96									
平成 18.4.1	湯屋用	1	135															
	福祉用	1	95															
	臨時給水用	1	515															

改定日	種別	基本水量	料 金	超 過 料 金 (円/㎡)				
平成 19.3.1	一般用		円	10㎡を超え 30㎡までの部分	30㎡を超え 60㎡までの部分	60㎡を超え 80㎡までの部分	80㎡を超え 84㎡までの部分	85㎡を超え 3,000㎡までの部分
		10	1,300	190	195	240	280	220
	工場用		円	10㎡を超え 30㎡までの部分	30㎡を超え 60㎡までの部分	60㎡を超え 80㎡までの部分	80㎡を超え 100㎡までの部分	100㎡を超え 300㎡までの部分
		10	1,300	190	195	240	280	300
	湯屋用	1	135					
	福祉用	1	95					
	臨時給水用	1	515					

富士南部簡易水道事業

(1か月あたり 消費税抜き 超過料金は1㎡につき)

種別		基本水量	料金	一般用	
改定日		㎥	円	9㎡を超える 25㎡までの部分	26㎡を超える 50㎡までの部分
平成16.4.1		8	1,000	80	90
					50㎡を超える部分
					100

【水道事業】

現行

(1か月あたり 消費税抜き 超過料金は1³mにつき)

改定日	種別	基本水量	料 金	超 過 料 金 (円/m ³)			
				10m ³ を超え 30m ³ までの部分	30m ³ を超え 60m ³ までの部分	60m ³ を超え 80m ³ までの部分	80m ³ を超え 3,000m ³ までの部分
平成 23.4.1	一般用	m ³	円	190	195	240	270
				※上表からの読み替え (富士南部簡易水道) ◎経過措置 ◎〔H25年3月31日まで〕 10m ³ を超え25m ³ までの部分 80円 25m ³ を超え50m ³ までの部分 90円 50m ³ を超える部分 100円 ◎〔H27年3月31日まで〕 10m ³ を超え10m ³ を超える部分 100円 ◎〔H28年3月31日まで〕 10m ³ を超える部分 130円			
	工場用	m ³	円	190	195	240	270
				10m ³ を超え 30m ³ までの部分	30m ³ を超え 60m ³ までの部分	60m ³ を超え 80m ³ までの部分	80m ³ を超え 300m ³ までの部分
	臨時給水用	1	515				

※湯屋用とは、公衆浴場法第2条第1項の許可に係る公衆浴場で、物価統制令第4条の規定に基づき佐賀県知事が指定する公衆浴場入浴料金の統制額の適用を受けるものに使用するものをいう。

2 協定水量と用水単価の経緯

(1) 佐賀東部水道企業団

年		協定 (契約) 水量		計画受水量	用水料金	(消費税抜き) 受水費	
		責任水量制					
昭和59～62年度			佐賀地区： 40,600m ³ /日	—	31円/m ³ (未供給地区)		459,389千円
昭和63～平成3年度					44円/m ³ (供給地区)		652,036千円
平成4～7年度			佐賀地区： 42,890m ³ /日		基本料金： 62円/m ³ 使用料金： 24円/m ³		1,172,081千円
平成8年度			佐賀地区： 39,130m ³ /日	佐賀地区： 23,000m ³ /日	基本料金： 72円/m ³ 使用料金： 34円/m ³		1,313,766千円
平成9～10年度		協定水量制	佐賀地区： 34,950m ³ /日		基本料金： 80円/m ³ 使用料金： 35円/m ³		1,314,365千円
平成11～13年度			佐賀地区： 31,350m ³ /日	佐賀地区： 21,000m ³ /日	基本料金： 80円/m ³ 使用料金： 35円/m ³		1,183,695千円
平成14～16年度			佐賀地区： 30,610m ³ /日		基本料金： 82円/m ³ 使用料金： 36円/m ³		1,178,957千円
平成17年4月～平成17年9月	変更 協定水量制		佐賀地区： 35,453m ³ /日	佐賀地区： 20,000m ³ /日	基本料金： 71円/m ³ 使用料金： 33円/m ³		567,157千円
平成17年10月～平成20年3月	変更 協定水量制		佐賀地区： 35,453m ³ /日 諸富地区： 6,052m ³ /日	佐賀地区： 20,000m ³ /日 諸富地区： 3,543m ³ /日	基本料金： 71円/m ³ 使用料金： 33円/m ³	平成18年度： 1,358,218千円 平成19年度： 1,363,542千円	
平成20年4月～平成23年3月	変更 協定水量制		佐賀地区： 34,778m ³ /日 諸富地区： 5,973m ³ /日	佐賀地区： 20,000m ³ /日 諸富地区： 3,513m ³ /日	基本料金： 65円/m ³ 使用料金： 30円/m ³	平成20年度： 1,224,475千円 平成21年度： 1,222,204千円 平成22年度： 1,221,521千円	
平成23年4月～平成26年3月	変更 協定水量制		佐賀地区： 34,187m ³ /日 諸富地区： 5,960m ³ /日	佐賀地区： 20,000m ³ /日 諸富地区： 3,483m ³ /日	基本料金： 60円/m ³ 使用料金： 29円/m ³	平成23年度： 1,127,322千円 平成24年度： 1,126,356千円 平成25年度： 1,125,080千円	
平成26年4月～平成29年3月	変更 協定水量制		佐賀地区： 33,716m ³ /日 諸富地区： 5,819m ³ /日	佐賀地区： 20,000m ³ /日 諸富地区： 3,252m ³ /日	基本料金： 55円/m ³ 使用料金： 29円/m ³	平成26年度： 1,040,116千円 平成27年度： 1,042,876千円 平成28年度： 1,039,953千円	
平成29年4月～令和2年3月	変更 協定水量制		佐賀地区： 33,790m ³ /日 諸富地区： 5,913m ³ /日	佐賀地区： 20,500m ³ /日 諸富地区： 3,268m ³ /日	基本料金： 50円/m ³ 使用料金： 28円/m ³	平成29年度： 966,856千円 平成30年度： 965,158千円 令和元年度： 968,286千円	

年 度	協定水量	計画受水量	用水料金	受水費
令和2年4月～ 令和5年3月	変更 協定水量制	佐賀地区： 34,191 m ³ /日	基本料金： 50円/m ³	令和2年度： —
		諸富地区： 5,789 m ³ /日	使用料金： 28円/m ³	令和3年度： —
				令和4年度： —

(注) 受水量は年間計画の受水量であり、諸富地区の受水量は、実際の年間使用水量とは異なる数値

(2) 佐賀西部広域水道企業団

年	契約水量	計画受水量	用水料金	受水費
令和2年4月～ 令和4年3月	協定水量制	久保田地区： 2,814 m ³ /日	基本料金： 62円/m ³	令和2年度： —
		久保田地区： 2,177 m ³ /日	使用料金： 10円/m ³	令和3年度： —

(消費税抜き)

(注) 契約水量は佐賀西部広域水道企業団の施設計画上の水量であるが、当分の間は2,559 m³/日

(注) 計画受水量は年間計画の受水量であり、実際の年間使用水量とは異なる数値

3 広報活動

(1) 水道週間行事

6月1日から7日までの水道週間中、本市においても上下水道事業について市民の理解と関心を高めるため、イベントを実施しました。

【上下水道フェア2019】

期 日： 令和 元年 6月 1日（土）

場 所： ゆめタウン佐賀1階セントラルコート（佐賀市兵庫北）

内 容： きき水コーナー、水道・バイオマスパネル展示、水道クイズラリー、縁日コーナー、プロジェクトWet「楽しく水を学ぼう」

<チラシ>



(2) 施設見学

見学者		神野浄水場	下水浄化センター
学 生	小 学 生	1, 8 5 7名	2 8 6名
	そ の 他	4 6名	1 0 4名
一 般		3 6名	7 7 7名
計		1, 9 3 9名	1, 1 6 7名

(3) ホームページ

市民に広く情報を提供するだけでなく、市民の声を聞く場所を広げるため、ホームページを開設しています。

URL：<http://www.water.saga.saga.jp>

(4) 出前講座

水道水の安全性やおいしさを直接市民にPRし、水道を身近なものに感じていただけるよう、職員が出向いて水道の仕組み、水道水の安全性、家庭でできるおいしい水の飲み方などを分かりやすく説明する水道出前講座を実施しました。

【実施状況】

実施数	開催会場数	参加人数
8回	8会場	195名

(5) 広報誌「上下水道だより」

水道水のおいしさや安全性をPRし水道を身近なものと感じていただくため、また、下水道に関するさまざまな情報を発信するため、広報誌を定期発行しています。

〈2019 秋号（表紙）〉



〈2020 春号（表紙）〉



(6) 市報等での広報

上下水道に関するお知らせやお願いを、市報等を通じて周知を図りました。

4 神野浄水場及び神野第2浄水場処理厂—図



